

日の出町 復旧かわら版

第5号

令和元年11月1日 15時発行

災害対策本部総務情報班

※新しい情報のみ掲載しています。
これまでの情報は、第4号をご覧ください。

(日の出町総務課 042-597-0511 内線306)

都道第184号線の通行止め解除について

東京都西多摩建設事務所からの情報です。

台風19号による災害(細尾駐在所前の道路崩落)により通行止めとなっている細尾(第17自治会)・報徳(第18自治会)地区に至る都道について、東京都より連絡があり、下記のとおり通行止め解除の予定となっておりますので、お知らせします。

① 令和元年11月4日(月)午後6時(沿道の関係者に限る)

※現在駐車している車両の移動をお願いします。

② 令和元年11月5日(火)午前5時(一般車両の通行可)

※路線バスを含む一般車両が通行できるようになります。

・解除日時は天候や現場状況によって遅れることがあります。

・細尾地区からつるつる温泉手前までの都道につきまして、一部護岸が崩落している箇所がありますのでご注意ください。

・熊野橋から先の都道は道路崩落のため車も人も通行できません。

・通行止め解除後も細尾地区において、区画線設置及び仮設防護柵設置等の作業を継続しております。

○被災届出受理証の発行について

令和元年10月12日の 台風第19号 により被災(道路崩落による交通途絶など)された「細尾地区(3124番地以降)・肝要地区・松尾地区・三ツ沢地区」にお住まいの方(事業者の方も含む)、また、同地区内に不動産等の資産を所有する方について、必要な方は「被災届出受理証」の交付を行います。

詳細については、日の出町税務課固定資産税係まで、お問い合わせください。(税務課)

この内容をツイッターでもツイートしています。QRコードからアクセスできます。

